

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

～ 九州初

本格的な不法係留船対策の協議会を設立します ～

第1回 遠賀川河口域利用対策協議会

平成22年9月9日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域には、多数の船舶（H21 現在：859 隻）が河川管理者の許可を得ずに係留され、河川の安全な流下を阻害する障害物等になるなど災害をもたらす可能性があり、河川管理上の問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。

そのため、河川を管理する国土交通省と福岡県では、遠賀川河口域を秩序ある安全な河川空間としていくことを目標に、平成 21 年から地域住民や水面利用者の方々とともに望ましい水面利用のあり方を検討してまいりました。

この議論を踏まえ、行政手続きに則った協議会としては、九州初となる「遠賀川河口域利用対策協議会」を設立します。この協議会は、学識経験者・地方公共団体・警察・河川管理者等で構成され、不法係留船対策に係わる実効性の高い計画を策定することとなります。

この対策は、不法係留船に対して、今まで以上に、強制撤去も含む指導強化を実施するとともに、適正な保管施設の誘導等を図るものです。この一環として、現在、遠賀川および西川の高水敷に放置されている船舶で所有者不明かつ船舶として価値のないものについては、強制的に撤去・処分することを検討していきます。

つきましては、報道関係の方々にご参加いただき、不法係留船対策に係わる計画内容についてご理解いただくとともに、検討内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成22年9月16日（木） 15：00～17：00
2. 場所 遠賀川河川事務所 4F会議室（直方市溝掘1丁目1-1）
3. 議題
 1. 協議会の設立趣旨と規約について
 2. 会長選出
 3. 協議会の進め方について

4. 遠賀川河口域の不法係留船の現状について
5. 一般的な不法係留船対策と遠賀川河口域の対策について
4. 連絡先 遠賀川河川事務所 占用調整課 担当：高橋、松村
TEL 0949-22-1830（遠賀川河川事務所）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所	占用調整課	課長 高橋(内線 341)
TEL 0949-22-1830		係長 松村(内線 342)

遠賀川河口域利用対策協議会 設立趣旨(案)

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、平成初頭のバブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内（遠賀川・西川・江川・戸切川・吉原川）において、河川管理者の許可を得ずに多数の船舶（H21 現在：約 850 隻）が係留（放置）されるようになりました。

このため、河川に係留された船舶は、大雨や高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物等になるなど、災害をもたらす可能性がたかく、河川管理上大きな問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。また、近年では、船舶の老朽化に伴い沈船・廃船となるものも見受けられ、不法係留船の問題がさらに深刻化しています。

そこで、河川を管理する国土交通省と福岡県では、遠賀川河口域を秩序ある安全な河川空間としていくことを目標に、地域住民や水面利用者の方々とともに望ましい水面利用のあり方を検討してまいりました。

このような状況を踏まえ、今後は、地域住民の意見も反映しつつ、より一層の係留規制および適正な係留施設への誘導をおこない、遠賀川河口部周辺の安全で秩序ある水面利用の維持・増進を図っていくために、学識経験者・地方公共団体・警察・河川管理者等で構成される「遠賀川河口域利用対策協議会」を設立することといたします。

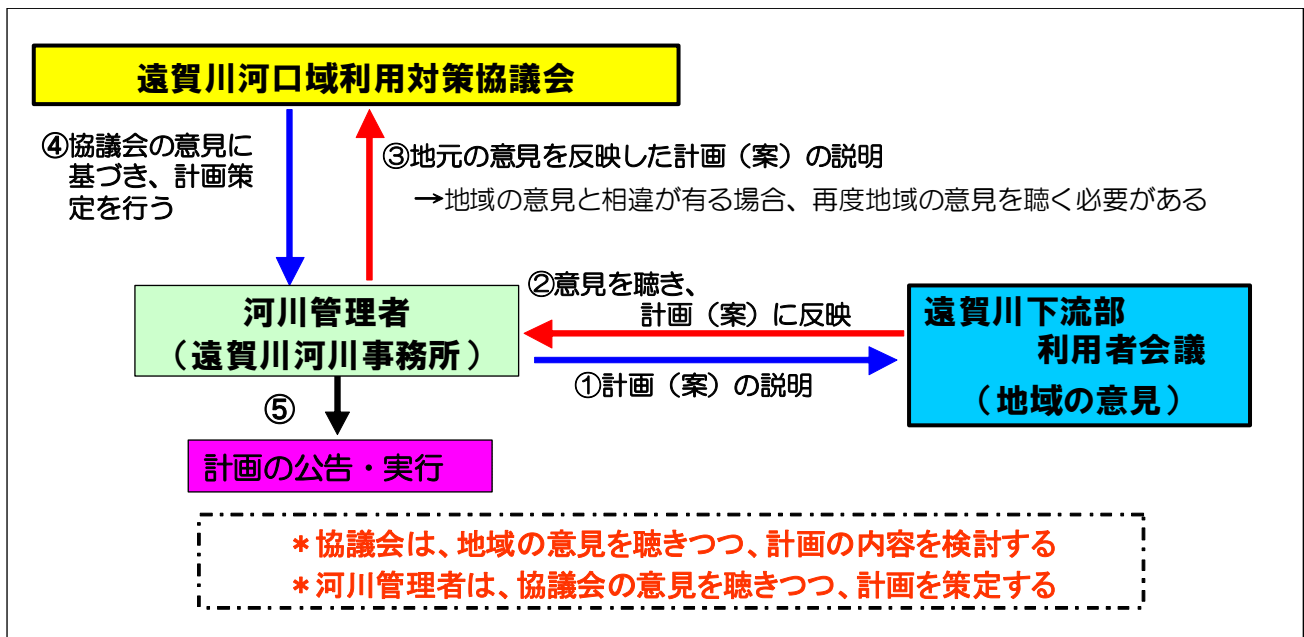
遠賀川河口域利用対策協議会委員メンバー

役職		備考
北九州市立大学 法学部 教授	岡本 博志	
九州工業大学 大学院工学研究院 教授	秋山 壽一郎	
芦屋町 副町長	鶴原 洋一	
遠賀町 副町長	原田 正武	
福岡県警察本部 生活安全部 生活経済課長	近藤 康徳	
福岡県 折尾警察署長	奥野 雄二	
福岡県 県土整備部 河川課長	横枕 篤	
福岡県 北九州県土整備事務所長	大場 優	
国土交通省九州地方整備局 河川部 河川保全管理官	久保 朝雄	
国土交通省九州地方整備局 河川部 水政課長	中静 友則	
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所長	近藤 修	

(敬称略)

遠賀川河口域利用対策協議会と

遠賀川下流部利用者会議（旧・西川利用対策会議）との関係



※ 遠賀川河口域利用対策協議会では、地域の意見を把握するために遠賀川下流部利用者会議を設けることとしています。この遠賀川下流部利用者会議は、平成21年5月から、5回開催された西川利用対策会議（参加者＝地元自治体、地元住民代表、地元漁業協同組合、水面利用者、河川管理者）の名称を変更し、西川利用対策会議の考え方を継承しつつ、遠賀川下流部全体のことを目的としています。

(参考)

～西川利用対策会議～

この会議は、遠賀川河口域でも最も不法係留船が多い西川において、安全で快適に川を利用することができるようにする為、国、自治体（芦屋町・遠賀町）、地域住民、漁協、船舶使用者等から構成されるメンバーによって、今後の西川および遠賀川河口域の秩序ある水面利用のあり方を議論する場として設けられたものです。

－開催経緯－

第1回	平成21年	5月27日
第2回	平成21年	8月26日
第3回	平成21年	11月13日
第4回	平成22年	3月11日
第5回	平成22年	6月23日

遠賀川・西川の洪水敷にある放置船舶（主なもの）



西川 左岸 遠賀川合流点
から 0.4 km付近



西川 右岸
遠賀川合流点から 2.1 km付近



遠賀川 右岸
河口から 0.9 km付近